

平成31年（2019年）3月1日

社会福祉法人本永福社会 行動計画

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日～2022年3月31日の3年間

2. 内 容

目標1 子育て中の労働者の仕事と家庭生活との両立を支援するため、所定外労働の制限、短時間勤務制度及び始業・終業時刻の時差出勤制度を作成し実施する。

〈対策〉

- 2019年4月～ 就業規則、育児・介護休業規程について関係法令等に基づき整備する。
- 通年 法人内の労働環境整備委員会等に働きかけ、子育て労働者を更に支援するための諸規定の改正案を検討する。
- 2020年4月～ 就業規則、育児・介護休業規程の諸規定の見直し、改正を検討する。

目標2 年次有給休暇の更なる取得促進のための措置を実施する。

〈対策〉

- 通年 計画有休の取得を促進し利用しやすい体制づくりを整備する。
計画期間内に有給休暇の取得率を60%以上とする。
- 2020年4月～ 半日単位で取得できるよう利用しやすい制度の導入を検討する。

目標3 過去3年間の行動計画目標が実施できていないため、地元の各種学校等の若年者に対するインターンシップ等の積極的受け入れを推進する。

〈対策〉

- 2019年4月～ 専門の委員会等を設置し、十分に実施できなかった問題点（人数、時間、期間、対象先等）を検討し推進に努める。